

広 企 行 第 2 5 号

平成22年(2010年)9月8日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(企画総務局行政改革推進課)



平成15年度包括外部監査の結果報告に添えられた意見に基づき講じた
対応について(通知)

平成22年(2010年)4月20日付け広監第61号「包括外部監査の結果報告に
添えられた意見に対する対応結果の報告について」の依頼を踏まえ、再度報告します。



監査の対象 出資団体に係る出納その他の事務の執行状況

項 目 出資団体運営に関する提言

主管課 企画総務局行政改革推進課

意見の内容

広島市においては、第2次行財政改革大綱に基づき、平成9年度から平成15年度までの間で、広島市が職員を派遣している43団体（指導調整団体36、その他団体7）を対象に、約20%（約9団体）を目標に統廃合に取り組みました。

上記の取組みにより一定の効果があったことは理解できます。しかしながら、未解決の課題・問題点が少なくありません。今後は、広島市が出資している法人について、広島市において組織横断的に以下の重要事項を検討する委員会等（既存の委員会にこの機能を持たせても良い。）を設置し、定期的に以下の事項をチェックすることにより、より一層迅速な対応を図ることが可能な体制にする必要があります。

（委員会で検討する重要事項）

- ・ 当初の出資の目的が既に無くなっているか若しくは出資の目的である業務が行われていない出資法人の有無
- ・ 債務超過等財務的に存立基盤を揺るがしかねない状況にある出資法人の有無
- ・ その他出資法人の存立に重要な事項が発生した若しくは発生している出資法人の有無

また、上記の事後的なチェック以外に、出資法人の設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について当該委員会で十分検討することが必要と考えます。

対応結果

平成16年(2004年)3月2日、本市が出資等を行っている公益的法人等（以下「公益的法人等」という。）の経営改革を推進するための全庁的な検討組織として、公益法人等関係局長会議を設置した（平成20年(2008年)12月1日から、「公益的法人等関係局長会議」に改めている。）。

この組織は、公益的法人等の経営上の課題整理と対応策の検討及びその実施に関すること等を所掌事務としており、包括外部監査において設置を求められた委員会の機能を有している。

これまで、指定管理者制度への対応について、対象施設、公募・非公募の別、指定期間など同制度の運用に関する基本的事項について協議を重ね、その結果を平成17年(2005年)2月に「指定管理者制度運用の基本方針」として取りまとめ、公表している。

また、平成19年度(2007年度)に指定管理者の業務実施状況の評価方法について協議を行い、平成19年(2007年)9月にその評価方法や公表の方法を定めている。

さらに、国の公益法人制度改革への対応については、新法人への移行に向けた本市公益的法人の課題や対応策について協議を行い、その結果を平成22年(2010年)9月に新法人移行に係る対応方針として取りまとめ、公表する予定である。

このほか、各法人への委託業務や補助事業の必要性やあり方について検討するなど、これまで各公益的法人等の経営改善等に資する取組を行っている。